

熊本大学文学会への入会のお願い

このたびは御入学まことにおめでとうございます。熊本大学文学部の一員として新進の気あふれる新入生の皆さんを迎えることは、私たちにとって大きな喜びです。今後ますます意欲的に学業に励まされることを期待します。

大学の研究教育活動は原則として授業料と国からの交付金で賄われますが、残念ながらこれだけでは十分な活動を行うことはできません。そこで、文学部の教育と研究をより充実させるために本会を作り、文学部の教員と学生が会費を負担しあって運営してきました。その目的のために本会は次のような事業を行っています。

1. 講演会の開催・学術交流への支援

学生にも有意義な講演会、学生による他大学学生との学術活動の経費および文学部の学術研究促進のための諸経費を支援しています。

2. 学生の勉学・交流活動への支援

研究室等が行なう研修旅行、留学のための語学試験受験、教育と研究に必要な学生用図書購入などに対して補助を行っています。また、新入生歓迎行事／卒業関連行事／オープンキャンパスなども予算面で支援しています。さらに、4年進級時には記念品として図書カードも進呈しています。

3. 学生専用複写機の設置

学生の学習に必要な文献を複写するために、学生専用の複写機を学部内の便利な場所に設置して利用してもらっています。

4. 学生の就職活動への支援

本学は大学全体で学生の就職など進路支援に取り組んでいますが、文学部も講演会等を開催し、学生の求職活動を支援しています。文学会はその経費の支援を行っています。また、公務員・民間就職情報誌提供事業、就活用証明写真撮影の費用やその他就活のために必要な経費の補助も行っています。

5. 『文学部通信』の発行への支援

文学部では、教育研究活動を学生の保証人（ご両親等）にお知らせする『文学部通信』を毎年刊行しており、その刊行と送付の経費を文学会が支援しています。

これらの事業は、文学部学生の皆さんを直接、間接に支援することを目的としています。何かと経済的ご負担の多い時期に恐縮ではございますが、文学会の事業にご理解をたまわり、入会のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、文学会会費は、年額5千円を全在学期間一括払いとして、学部学生2万円、2年次転部学生1万5千円となっています。本会指定の振替口座へご送金のほどよろしくお願い申し上げます。

熊本大学文学会会則

(名 称)

第1条 本会は、熊本大学文学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 熊本大学文学部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、教育活動の充実および学術研究の促進をはかり、あわせて熊本大学文学部の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 熊本大学文学部学生の進路支援のために本学部が行う事業への助成
- (2) 熊本大学文学部学生のための学習用図書類および設備の充実
- (3) 熊本大学文学部学生を対象とする特別講演や研究集会への助成
- (4) その他、教育活動の充実および学術研究の促進のために本会が必要と認める事業

(会員資格)

第5条 本会の会員は次に掲げる者であることを要する。

(1) 教員会員

熊本大学の専任教員であって文学部の授業を担当する教員

(2) 学生会員

熊本大学文学部学生

(入会・退会の手続)

第6条 本会への入会手続と本会からの退会手続は別途定める。

(役 員)

第7条 本会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

熊本大学文学部長をもって充てる。

(2) 評議員

本会教員会員をもって充てる。

(3) 理事 4名 (うち1名を常任理事とする。)

評議員の互選により選出し、任期は2年とする。

常任理事は理事の互選による。

(4) 監事 2名

評議員の互選により選出し、任期は2年とする。

(機 関)

第8条 本会に、次に掲げる機関を置く。

(1) 会長

会長は、本会を代表し、評議員会および理事会を主宰する。

(2) 評議員会

評議員会は、会則の改正、会費の変更、予算の決定および決算の承認を行う。

(3) 理事会

理事会は、評議員会の権限に属する事項を除き、本会の運営にあたる。

常任理事は、理事会を代表して、理事会で決議した事項を執行する。

(4) 監事

監事は、会計を監査する。

(議決方法)

第9条 評議員会および理事会の開催には、評議員または理事の3分の2以上の出席を必要とし、議事決定には、出席評議員または出席理事の3分の2以上の同意を必要とする。

(議決の開示)

第10条 評議員会で議事決定されたことは、1ヶ月以内に会員に文書、掲示等で開示しなければならない。

(会計)

第11条 会員は、所定の会費を納めることを要する。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第12条 本会に、次の帳簿を備える。

(1) 会則

(2) 会計簿

(3) 諸記録

附 則

1 この会則は、平成17年6月15日より施行し、平成17年6月15日より適用する。

2 この会則は、平成20年4月1日より施行し、平成20年4月1日より適用する。

3 この会則による改正後の第3条及び第4条の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

4 この会則は、平成20年6月17日より施行し、平成20年6月17日より適用する。

5 この会則は、平成27年10月21日より施行し、平成27年10月21日より適用する。

6 この会則は、平成29年6月21日より施行し、平成29年6月21日より適用する。

7 この会則は、令和7年8月1日より施行し、令和7年8月1日より適用する。

熊本大学文学会入会・退会の手続についての規則

- 第1条 (1) 本会への入会は、教員会員については、入会申込書の提出をもって行う。
- (2) 本会への入会は、学生会員については、所定の事項を記入した郵便振替振込取扱票による本会郵便振替口座への所定の会費の送金をもって行う。
- 第2条 (1) 熊本大学の専任教員を退職した教員会員は本会会則第5条に基づき本会から退会となる。
- (2) 熊本大学文学部を卒業、退学または転学部した或いは除籍となった学生会員は本会会則第5条に基づき本会から退会となる。
- 第3条 会員が在職中または在学中に退会する場合は、退会届を提出しなければならない。

附則

- 1 この会則は、平成27年10月21日より施行し、平成27年10月21日より適用する。
- 2 この会則は、令和7年8月1日より施行し、令和7年8月1日より適用する。

●会費納入のお願い

- 会費は 20,000 円です。
- 郵便局で青印字の「払込取扱票」を受け取り、ご送金ください。
- 下の記入例に従い、通信欄に【学部、入学者氏名】の 2 点を必ずご記入ください。
- 領収書は、払込取扱票の受領証をもって代えさせていただきます。
- 恐れ入りますが、振込手数料は各自ご負担ください。
- ゆうちょ銀行口座をお持ちの方はゆうちょダイレクトから手数料無料でご送金いただけます（但し月 5 回まで）。

00		払込取扱票										00						
00		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。										00						
00		口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金額	千	百	十	万	千	百	十	円				
00		01910-0		2755		20000												
各票の※印欄は、ご依頼人においてご記入ください。		加入者名		熊本大学文学会										料金		備考		
通		信欄		学部 文学部										860-0862		記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。		
欄		・		氏名 熊大 太郎										熊本市中央区黒髪口丁目○○一△△		切り取らないでお出しください。		
依		頼人																
(ご連絡先電話番号 - - -)														日	附	印		
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。														(消費税込み)		日	附	印
														料金	円			
														備考				
この受領証は、大切に保管してください。																		

文学会会費振替口座情報 (ゆうちょ銀行)

【店名】一九九（読み イチキュウキュウ）
 【店番】199 【預金種目】当座 【口座番号】 0002755
 【口座名義】熊本大学文学会
 【記号番号】01910-0-2755

【問い合わせ先】

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2 丁目 40 番 1 号
 熊本大学文学会事務局
 (電話・FAX) 096-342-2459
 (email) bungaku@gpo.kumamoto-u.ac.jp